月例競技参加規定の変更について

平成 29 年 6 月月例競技より「(一社)関東ゴルフ連盟 月例競技参加規定 第 7 項」を一部変更します。

- (現行) 7. 参加料 競技日当日選手個人が開催俱楽部窓口で支払う。また、申込締切以降に参加を取り止めた場合も参加料は徴収する(KGAより直接徴収する)。
- (変更) 7. 参加料 競技当日選手個人が開催俱楽部で支払う。ただし、申込締切り後欠場した場合、参加料は個人または申込所属俱楽部・団体が競技開催後、2週間以内に下記口座に個人名で振り込むこと(所属俱楽部・団体が振り込む場合は所属倶楽部名・団体名とする)。

「三菱東京UFJ銀行 東京営業部 普通預金口座 No. 0000380 一般社団法人関東ゴルフ連盟」

また、上記欠場参加料が振り込まれない場合は、新たな月例競技の参加は受け付けない。

※ 詳しくは、KGAホームページ平成 29 年度 競技情報より月例競技参加規定をご参照くだ さい。